

令和3年第1回定例会（6月議会） 予算及び付託議案審査関係資料

令和3年6月21日
総務部

【予算関係】

- 資料1 令和3年度6月補正予算に関する説明資料 (財政課)
- 資料2 「秋田県」誕生150年記念事業について (総務課)
- 資料3 災害弔慰金の負担金について (総合防災課)

【議案関係】

- 資料4 「秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例案」について（議案第138号） (総務課)
- 資料5 「秋田県県税条例等の一部を改正する条例案」について（議案第139号） (税務課)
- 資料6 「過疎地域における県税の課税免除に関する条例案」について（議案第141号） (税務課)

資料 1 (予算関係)

令和 3 年 6 月 2 1 日
財 政 課

令和 3 年 度 6 月 補 正 予 算
に 関 する 説 明 資 料

(議 案 第 1 3 2 号)

令和3年度6月補正予算 主要な歳入増減調書

(単位:千円)

区分	増減額	増額内訳	減額内訳
1 県税			
2 地方消費税清算金			
3 地方譲与税			
4 地方特例交付金			
5 地方交付税			
6 交通安全対策特別交付金			
7 分担金及び負担金	215,469	農林水産業費負担金 89,770 (1,060,122 → 1,149,892) 土木費負担金 70,696 (384,872 → 455,568) 農林水産業費分担金 55,003 (854,161 → 909,164)	
8 使用料及び手数料			
9 国庫支出金	10,177,609	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 2,816,036 (7,896,280 → 10,712,316) 地方道路交付金事業費 2,758,630 (4,567,419 → 7,326,049) 基盤整備促進事業費 844,639 (23,247 → 867,886) 山地治山対策費 550,322 (929,456 → 1,479,778) 地域医療介護総合確保事業費 476,624 (31,610 → 508,234)	
10 財産収入	8	地域医療介護総合確保基金利子収入 7 (100 → 107)	
11 寄附金	6,200	造林費 6,000 (0 → 6,000) 生涯学習振興費 200 (0 → 200)	
12 繰入金	329,154	地域医療介護総合確保基金繰入金 187,297 (2,141,146 → 2,328,443) 農林漁業振興臨時対策基金繰入金 78,638 (1,220,779 → 1,299,417) 森林整備及び木材産業振興臨時対策基金繰入金 40,700 (0 → 40,700)	

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
13 繰 越 金	2,390,131	前年度繰越金 2,390,131 (1 → 2,390,132)	
14 諸 収 入	705,103	県制度資金貸付金元利収入 514,802 (34,490,879 → 35,005,681)	
15 県 債	8,338,300	土木自然災害防止事業費 2,619,000 (2,281,500 → 4,900,500) 地方道路交付金事業費 1,501,000 (2,773,500 → 4,274,500) 土木河川等整備事業費 881,000 (850,400 → 1,731,400) 国直轄道路事業負担金 675,100 (3,580,100 → 4,255,200) 公共施設等適正管理推進事業費 614,400 (1,722,200 → 2,336,600)	
合 計	22,161,974	583,185,170 → 605,347,144	

令和3年度6月補正予算 主要な目的別増減調書

(単位：千円)

区分	増減額	増額内訳	減額内訳
1 議会費			
2 総務費	875,525	デジタルガバメント総合推進事業 296,574 (18,822 → 315,396) 国内定期航空路線緊急支援事業 155,736 (15,000 → 170,736) 体育大会派遣費 140,748 (44,230 → 184,978) FISワールドカップモーグル大会開催事業 54,968 (0 → 54,968) 県有体育施設整備・改修事業 48,484 (283,871 → 332,355)	
3 民生費	1,227,527	地域医療介護総合確保基金積立金 714,945 (47,515 → 762,460) 生活福祉資金等貸付事業 270,000 (20,893 → 290,893) 介護福祉士修学資金等貸付事業 120,274 (0 → 120,274)	
4 衛生費	703,601	新型コロナウイルス感染症対策事業 366,000 (3,533,081 → 3,899,081) 自然の中でワーケーション推進事業 87,601 (0 → 87,601) 秋田県総合保健センター機器緊急整備事業 84,790 (0 → 84,790)	
5 労働費	41,354	職業能力開発支援事業 18,859 (533,906 → 552,765) 人材確保・定着推進事業 18,050 (30,945 → 48,995) 勤労身体障害者スポーツセンター感染防止対策環境整備事業 4,445 (0 → 4,445)	
6 農林水産業費	5,207,083	治山事業 1,145,041 (1,969,925 → 3,114,966) 農地耕作条件改善事業 844,639 (6,500 → 851,139) 経営体育成基盤整備事業 524,200 (9,511,230 → 10,035,430) 農村地域防災減災事業 464,571 (2,079,397 → 2,543,968) 次世代につなぐ水田農業総合対策事業 372,563 (640,533 → 1,013,096)	

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
7 商 工 費	1,562,285	経営安定資金貸付事業 574,802 (22,764,992 → 23,339,794) 観光施設魅力向上事業 456,321 (203,361 → 659,682) 食品製造事業者商品力強化・市場開拓緊急支援事業 95,795 (0 → 95,795)	
8 土 木 費	10,652,720	地方道路交付金事業 4,463,626 (7,902,600 → 12,366,226) 県単河川改良事業 2,453,240 (1,890,680 → 4,343,920) 県単道路補修事業 841,100 (4,165,900 → 5,007,000)	
9 警 察 費	126,904	交通管制システム整備事業 47,703 (13,200 → 60,903) 新型コロナウイルス感染症対策事業 37,945 (0 → 37,945) 交通信号機整備事業 22,411 (427,387 → 449,798)	
10 教 育 費	1,764,975	秋田県立大学アグリノベーション教育研究センター事業 530,541 (0 → 530,541) 県立学校施設等安全対策事業 443,300 (0 → 443,300) 全国大会等出場校感染検査支援事業 259,120 (0 → 259,120) 私立高等学校学習環境改善事業 98,476 (0 → 98,476)	
11 災 害 復 旧 費			
12 公 債 費			
13 諸 支 出 金			
14 予 備 費			
合 計	22,161,974	583,185,170 → 605,347,144	

「秋田県」誕生 150 年記念事業について

令和 3 年 6 月 21 日
総 務 課

1 目 的

令和 3 年度は、明治 4 年の廃藩置県により秋田県が誕生してから 150 年となることから、秋田の良さを再発見し、未来に想いをめぐらせる機会として記念事業を実施し、県民の郷土への愛着心と誇りを醸成するきっかけとする。

2 概 要

県のあゆみを振り返るフォーラム、歴史的な映像を集めた上映会及び写真パネル展を記念イベントとして開催するほか、様々な媒体による情報発信を行う。

(1) 実施主体

秋田県誕生 150 年記念事業実行委員会
(構成：秋田県・秋田県市長会・秋田県町村会)

(2) 実施内容

① 記念イベントの開催 (2 月上旬を予定)

- ・歴史フォーラム (秋田市内)
- ・歴史的映像上映会 (県内 3 か所)
- ・写真パネル展 (県内 3 か所)

② 県民への広報 (通年)

- ・県広報紙での記事連載
- ・テレビ、SNS による発信
- ・記念誌の作成

③ 冠事業の実施・募集 (通年)

県主催事業を「秋田県誕生 150 年記念事業 (冠事業)」にするほか、市町村・民間企業が行う事業等でも冠を使用してもらうよう協力を依頼

3 予算額

3,250 千円 (⊖ 3,250 千円)

(参考) 全体事業費 4,875 千円

〔内訳〕 県負担金 3,250 千円

(公財) 秋田県市町村振興協会助成金 1,625 千円

災害弔慰金の負担金について

令和3年6月21日
総合防災課

1 概要

今冬の大雪により死亡された方の遺族に対し、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、市町村が支給する災害弔慰金に要する費用の一部を負担する。

2 対象者

災害弔慰金：18名（9市町村）

- ・生計維持者 8名（湯沢市・大仙市各2名、秋田市・大館市・鹿角市・羽後町各1名）
- ・生計維持者以外の者 10名（横手市3名、湯沢市・大仙市各2名、由利本荘市・北秋田市・羽後町各1名）

災害障害見舞金：なし

3 事業費 48,750千円（ \oplus 32,500千円 \ominus 16,250千円）

積算内訳

- ・生計維持者 5,000千円 \times $\frac{3}{4}$ \times 8名 = 30,000千円
- ・生計維持者以外の者 2,500千円 \times $\frac{3}{4}$ \times 10名 = 18,750千円

4 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給要件等

区分	災害弔慰金	災害障害見舞金
根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律	
対象災害	都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害（当該都道府県適用）等	
支給額	生計維持者：500万円 その他の者：250万円	生計維持者：250万円 その他の者：125万円
支給対象者	死亡された方の遺族 （配偶者、子、父母等）	負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害を受けた本人（障害等級1級相当）
実施主体	市町村（条例により実施）	
負担割合	国1/2、都道府県1/4、市町村1/4	

【参考】近年の支給状況

支給年度及び災害	死者数	災害弔慰金	災害障害見舞金	災害救助法適用団体
平成25年度 (H24.12月からの大雪)	19人	18人 7,000万円	1人 250万円	北海道、山形県、新潟県
平成25年度 (H25.8.9からの大雨)	6人	5人 1,500万円	—	大館市、鹿角市、仙北市
平成26年度 (H26.2.14からの大雪)	17人	17人 5,750万円	1人 250万円	群馬県、埼玉県、山梨県、 長野県
平成30年度 (H30.2.4からの大雪)	7人	6人 2,000万円	1人 250万円	福井県、新潟県

「秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例案」について（議案第138号）

令和3年6月21日

総務課

1 改正理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

(1) 秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年秋田県条例第68号）の一部改正（第1条による改正）

引用している行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の条項を改めることとする。（第1条及び第4条関係）

(2) 秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号）の一部改正（第2条による改正）

引用している行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の条項を改めることとする。（第33条の3関係）

3 施行期日

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和3年9月1日）から施行することとする。

秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例案新旧対照表
 秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正（第一条による改正）

<p style="text-align: center;">新</p>	<p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第九条第二項の規定に基づく個人番号の利用及び法第十九条第十一号の規定に基づく特定個人情報の提供に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(特定個人情報の提供)</p> <p>第四条 法第十九条第十一号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第三の第一欄に掲げる県の執行機関（以下「情報照会機関」という。）が、同表の第三欄に掲げる県の執行機関（以下「情報提供機関」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p style="text-align: center;">2 略</p>
<p style="text-align: center;">旧</p>	<p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第九条第二項の規定に基づく個人番号の利用及び法第十九条第十号の規定に基づく特定個人情報の提供に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(特定個人情報の提供)</p> <p>第四条 法第十九条第十号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第三の第一欄に掲げる県の執行機関（以下「情報照会機関」という。）が、同表の第三欄に掲げる県の執行機関（以下「情報提供機関」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p style="text-align: center;">2 略</p>

<p style="text-align: center;">新</p>	<p>(情報提供等の記録についての特例)</p>
<p style="text-align: center;">旧</p>	<p>(情報提供等の記録についての特例)</p>

秋田県個人情報保護条例の一部改正（第二条による改正）

第三十三条の三 略

2 実施機関が保有し、又は保有しようとする前項に規定する特定個人情報に関する次の表の上欄に掲げるこの条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

略	略	略
第二十六条の六	当該個人情報の提供先	総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第九号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）

第三十三条の三 略

2 実施機関が保有し、又は保有しようとする前項に規定する特定個人情報に関する次の表の上欄に掲げるこの条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

略	略	略
第二十六条の六	当該個人情報の提供先	総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第七号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）

「秋田県県税条例等の一部を改正する条例案」について (議案第 139 号)

令和 3 年 6 月 21 日
税 務 課

1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第 7 号) による地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) の一部改正に伴い電気供給業のうち特定卸供給事業に係る法人の事業税の税率を定める等の必要がある。

2 主な改正内容

(1) 個人の県民税

- ① 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者 (証券会社等) は、株式等譲渡所得割の納税義務者 (投資家) が投資一任契約 (※1) に基づき特別徴収義務者等に支払うべき一定の費用の金額 (※2) がある場合には、当該金額に 100 分の 5 を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならないこととする。(第 47 条の 17 関係)

[現 行] : 投資一任契約に係る費用は、特別徴収時の費用計上が認められていないため、納税義務者が当該費用に係る還付を受けるためには確定申告が必要である。

[改正後] : 特別徴収義務者が納税義務者に還付する。

※1 投資一任契約 : 証券会社等に投資判断を一任するとともに、当該判断に基づき投資を行うため必要な権限を委任する契約

※2 一定の費用の金額 : 投資一任契約に基づく固定報酬、成功報酬等

- ② 所得割の算定の特例 (※3) に係る扶養親族について、年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ることとする。(附則第 2 条関係)

[現 行] : 所得要件が国内源泉所得のみで判定されるため、国外で一定の所得を得ている国外居住親族も扶養親族として扱われる。

[改正後] : 30 歳以上 70 歳未満の国外居住親族のうち留学中の者、障害者、38 万円以上の送金を受けている者以外は扶養親族から除外する。

※3 所得割の算定の特例 : 所得割の非課税者 (前年の所得が「35 万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族)+一定額」以下の者) と、その金額を若干上回る納税者との均衡を図るための措置。

(2) 法人の事業税

電気供給業の事業類型のうち、令和4年4月より創設される配電事業及び特定卸供給事業（※4）に係る法人の事業税の税率について次のとおりとする。

（第48条及び第51条関係）

事業類型		課税方式及び税率	
送配電	一般送配電事業	収入割	1.0%
	送配電事業		
	特定送配電事業		
	配電事業		
発電	発電事業等	資本金1億円超の普通法人	資本金1億円以下の普通法人
	特定卸供給事業	収入割 0.75%	収入割 0.75%
小売	小売電気事業等	付加価値割 0.37%	所得割 1.85%
		資本割 0.15%	

（令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用）

※4 いずれも災害時の迅速な復旧等のための措置を通じて強靱かつ持続可能な電気の供給体制を確保するための政策の一環として創設

配電事業：自ら維持、運用する電線等により託送供給、電力量調整供給を行う事業

特定卸供給事業：小規模の電気供給能力者から集約した電気を小売電気事業者や送配電事業者等に供給する事業

(3) ゴルフ場利用税

ゴルフ場利用税関係書類に係る電磁的記録及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について、総合県税事務所長の承認を不要とすることとする。（第95条関係）

(4) その他

所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日等

(1) この条例は、次を除き、公布の日から施行することとする。

- ① 2(1)①及び2(3) 令和4年1月1日
- ② 2(2) 令和4年4月1日
- ③ 2(4)の一部 令和5年4月1日
- ④ 2(1)② 令和6年1月1日

(2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

秋田県県税条例等の一部を改正する条例案新旧対照表
秋田県県税条例の一部改正（第一条による改正）

新	旧
<p>(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者等) 第四十七条の十七 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項の特別徴収義務者は、租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項に規定する場合には、その都度、同項に規定する満たない部分の金額又は同項に規定する特定費用の金額（当該特定費用の金額が同条第一項に規定する源泉徴収選択口座においてその年最後に行われた同条第二項に規定する対象譲渡等に係る同項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）に百分の五を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならない。</p> <p>(事業税の納税義務者等) 第四十八条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 電気供給業のうち、小売電気事業等（法第七十二条の二第一項第三号に規定する小売電気事業等をいう。以下この節において同じ。）発電事業等（同号に規定する発電事業等をいう。以下この節において同じ。）及び特定卸供給事業（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十五号の三に規定する特定卸供給事業をいう。以下この節において同じ。）次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 略</p>	<p>(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者等) 第四十七条の十七 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項の特別徴収義務者は、租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項に規定する場合には、その都度、同項に規定する満たない部分の金額</p> <p>に百分の五を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならない。</p> <p>(事業税の納税義務者等) 第四十八条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 電気供給業のうち、小売電気事業等（法第七十二条の二第一項第三号に規定する小売電気事業等をいう。以下この節において同じ。）及び発電事業等（同号に規定する発電事業等をいう。以下この節において同じ。）</p> <p>次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 略</p>

25 略

(法人の事業税の税率等)

第五十一条 略

2 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一を乗じて得た金額とする。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一・二 略
4・5 略

(ゴルフ場利用税の特別徴収義務者の書類の保存義務)

第九十五条 略

2 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、前項の規定により保存しなければならない書類（以下この条において「ゴルフ場利用税関係書類」という。）の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合又は当該書類に記載されている事項を電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）

第二条第五項に規定する装置（同条第六項第二号イに規定する要件を満たすものに限る。）により電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）に記録する場合には

規則で定めるところにより、当該
ゴルフ場利用税関係書類に係る電磁的記録の保存又は当該電磁的記録の

25 略

(法人の事業税の税率等)

第五十一条 略

2 電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一を乗じて得た金額とする。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等
に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一・二 略
4・5 略

(ゴルフ場利用税の特別徴収義務者の書類の保存義務)

第九十五条 略

2 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、前項の規定により保存しなければならない書類（以下この条において「ゴルフ場利用税関係書類」という。）の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合又は当該書類に記載されている事項を電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）

第三条第四項に規定する装置（同条第五項第二号イに規定する要件を満たすものに限る。）により電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第百二十二条の十六において同じ。）に記録する場合であつて、総合県税事務所長の承認を受け

たときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けたゴルフ場利用税関係書類に係る電磁的記録の保存又は当該電磁的記録の

電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下この条において同じ。）による保存をもつて当該ゴルフ場利用税関係書類の保存に代えることができる。

3 前項の規定によりゴルフ場利用税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該ゴルフ場利用税関係書類の保存に代えている者は、規則で定める場合には、当該

の全部又は一部について

用税関係書類、規則で定めるところにより、当該ゴルフ場出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該ゴルフ場利用税関係書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下この条において同じ。）による保存をもつて当該承認を受けたゴルフ場利用税関係書類の保存に代えることができる。

3 前項の規定により電磁的記録による保存の承認を受けて

は、規則で定める場合において、当該承認を受けているゴルフ場利用税関係書類（以下この項において「電磁的記録に係る承認済書類」という。）の全部又は一部について総合県税事務所長の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた電磁的記録に係る承認済書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該承認を受けた電磁的記録に係る承認済書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

4 前二項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を総合県税事務所に提出しなければならない。

5 総合県税事務所長は、前項の申請書の提出があつた場合において、規則で定める事実があるときは、その該当する事実がある当該申請書に係るゴルフ場利用税関係書類について、その申請を却下することができる。

6 第四項の申請書の提出があつた場合において、規則で定める事実があるときは、その申請につき承認があつたものとみなす。

7 第二項又は第三項の承認を受けている者は、当該承認を受けているゴルフ場利用税関係書類の全部又は一部について、第二項に規定する電磁的記録の保存若しくは同項若しくは第三項に規定する電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をやめようとする場合又は第四項の申請書に記載した事項の変更をしようとする場合には、規則で定めるところにより、その旨を総合県税事務所長に届け出なければならない。

8 総合県税事務所長は、第二項又は第三項の承認を受けているゴ

4| 第二項又は前項に規定する規則で定めるところに従つて保存が行われているゴルフ場利用税関係書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対するこの条例の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該ゴルフ場利用税関係書類とみなす。

5| 略

(軽油引取税の納税義務者)

第百十六条 略

2| 4 略

5 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、自動車の所有者(自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。以下同じ。)が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合(当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。)においては、当該炭化水素油の消費に対し、消費量(当該消費に係る炭化水素油(燃料炭化水素油にあつては、第百二十二条の十六第一項第四号の規定により消費の承認を受け、又は同条第六項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けたものをいう。)に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。)を課税標準として、当該自動車の保有者に課する。

6 略

(製造等の承認を受ける義務等)

第百二十二条の十六 略

ルフ場利用税関係書類の全部又は一部について、規則で定める事実があるときは、その承認を取り消すことができる。

9| 第二項又は第三項の承認を受けて

いるゴルフ場利用税関係書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対するこの条例の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該書類とみなす。

10| 略

(軽油引取税の納税義務者)

第百十六条 略

2| 4 略

5 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、自動車の所有者(自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。以下同じ。)が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合(当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。)においては、当該炭化水素油の消費に対し、消費量(当該消費に係る炭化水素油(燃料炭化水素油にあつては、第百二十二条の十六第一項第四号の規定により消費の承認を受け、又は同条第七項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けたものをいう。)に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。)を課税標準として、当該自動車の保有者に課する。

6 略

(製造等の承認を受ける義務等)

第百二十二条の十六 略

2・3 略

4 | 5 | 7 | 略

附則

(個人の県民税の所得割の算定の特例)

第二条 当分の間、三十五万円に所得割の納税義務者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢十六歳未満の者及び法第三十四条第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に一を加えた数を乗じて得た金額に十万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額）が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第二号に掲げる額を同号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第三十五条及び第三十六条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略
一 | 三 | 略

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第十八条の十四 略

2 路線バス等のうち、法附則第十二条の二の十三第二項各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（法施行規則附則第四条の十一第三項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対

2・3 略

5 | 8 | 略

附則

(個人の県民税の所得割の算定の特例)

第二条 当分の間、三十五万円に所得割の納税義務者の同一生計配偶者及び扶養親族
の数に一を加えた数を乗じて得た金額に十万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額）が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第二号に掲げる額を同号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第三十五条及び第三十六条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略
一 | 三 | 略

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第十八条の十四 略

2 路線バス等のうち、法附則第十二条の二の十三第二項各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（法施行規則附則第四条の十一第三項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対

する第二百二十四条の四の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「同じ。」とあるのは、「同じ。」から六百五十万円（乗車定員三十人以上の附則第十八条の十四第二項に規定する路線バス等のうち、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港又は空港法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号）附則第二条に規定する飛行場を起点又は終点とするもので法施行規則附則第四条の十一第四項に規定するものに限る。）にあつては八百万円とし、乗車定員三十人未満の附則第十八条の十四第二項に規定する路線バス等にあつては二百万円とする。）を控除して得た額」とする。

3 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、法附則第十二条の二十三第三項各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第一号に規定する高齢者、障害者等の移動上の利便性を特に向上させるもの（法施行規則附則第四条の十一第六項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第二百二十四条の四の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「同じ。」とあるのは、「同じ。」から百万円を控除して得た額」とする。

4 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。第六項及び次条第三項第二号において同じ。）が八トンを超え二十トン以下のトラック（法施行規則附則第四条の十一第十三項に規定するけん引自動車及び被けん引自動車を除く。）であつて、同法第四十一条第一項の規定により平成二十八年二

する第二百二十四条の四の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「同じ。」とあるのは、「同じ。」から六百五十万円（乗車定員三十人以上の附則第十八条の十四第二項に規定する路線バス等のうち、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港又は空港法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号）附則第二条に規定する飛行場を起点又は終点とするもので法施行規則に規定するものに限る。）にあつては八百万円とし、乗車定員三十人未満の附則第十八条の十四第二項に規定する路線バス等にあつては二百万円とする。）を控除して得た額」とする。

3 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、法附則第十二条の二十三第三項各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第一号に規定する高齢者、障害者等の移動上の利便性を特に向上させるもの（法施行規則附則第四条の十一第五項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第二百二十四条の四の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「同じ。」とあるのは、「同じ。」から百万円を控除して得た額」とする。

4 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。第六項及び次条第三項第二号において同じ。）が八トンを超え二十トン以下のトラック（法施行規則に規定するけん引自動車及び被けん引自動車を除く。）であつて、同法第四十一条第一項の規定により平成二十八年二

月一日以降に適用されるべきものとして定められた横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車両安定性制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則附則第四条の十一第一項に規定するもの、同法第四十一条第一項の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「衝突被害軽減制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則附則第四条の十一第九項に規定するもの、同法第四十一条第一項の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則附則第四条の十一第十項に規定するもの及び同法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第六項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則附則第四条の十一第二項に規定するもの（第六項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するものうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を備えるもの（法施行規則附則第四条の十一第八項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第二百二十四条の四の規定の適用については、当該自動車の取得が令和三年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「同じ。」とあるのは、「同じ。」から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

5
略

月一日以降に適用されるべきものとして定められた横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車両安定性制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則に規定するもの、同法第一項の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「衝突被害軽減制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則に規定するもの、同法第一項の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則に規定するもの及び同法第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第六項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則に規定するもの（第六項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するものうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を備えるもの（法施行規則に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第二百二十四条の四の規定の適用については、当該自動車の取得が令和三年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「同じ。」とあるのは、「同じ。」から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

5
略

6 車両総重量が八トンを超えるトラック（法施行規則附則第四条の十一第十八項に規定する被けん引自動車を除く。）であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた側方衝突警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、側方衝突警報装置を備えるもの（法施行規則附則第四条の十一第十七項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百二十四条の四の規定の適用については、当該自動車の取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「同じ。」とあるのは、「同じ。」から百七十五万円を控除して得た額」とする。

7 前各項の規定は、第百二十四条の八第一項から第三項までの規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の法施行規則附則第四条の十一第十九項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

（自動車税の種別割の税率の特例）

第十九条 略

25 略

6 次に掲げる自動車（自家用の乗用車等を除く。）に対する第百二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車（令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同表中「附則第十九条第三項」とあるのは、「附則第十九条第六項」と読み替えるものとする。）

一 略

6 車両総重量が八トンを超えるトラック（法施行規則に規定する被けん引自動車を除く。）であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた側方衝突警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、側方衝突警報装置を備えるもの（法施行規則附則第四条の十一第十六項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百二十四条の四の規定の適用については、当該自動車の取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「同じ。」とあるのは、「同じ。」から百七十五万円を控除して得た額」とする。

7 前各項の規定は、第百二十四条の八第一項から第三項までの規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の法施行規則附則第四条の十一第十七項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

（自動車税の種別割の税率の特例）

第十九条 略

25 略

6 次に掲げる自動車（自家用の乗用車等を除く。）に対する第百二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車（令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同表中「附則第十九条第三項」とあるのは、「附則第十九条第六項」と読み替えるものとする。）

一 略

二 天然ガス自動車のうち、平成三十年天然ガス車基準に適合するもの又は平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので法施行規則附則第五条の二第七項に規定するもの

三 略

四 ガソリン自動車（営業用の乗用車等（営業用の乗用車及び乗用車に類する特種用途自動車（第二百二十五条第一項第五号ハ）の特種用途自動車のうち営業用のものをいう。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が法第四百九条第一項第四号イ(2)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年度基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則附則第五条の二第八項に規定するもの

五 石油ガス自動車（営業用の乗用車等に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年度基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則附則第五条の二第九項に規定するもの

六 軽油自動車（営業用の乗用車等に限る。）のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エ

二 天然ガス自動車のうち、平成三十年天然ガス車基準に適合するもの又は平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので法施行規則に規定するもの

三 略

四 ガソリン自動車（営業用の乗用車等（営業用の乗用車及び乗用車に類する特種用途自動車（第二百二十五条第一項第五号ハ）の特種用途自動車のうち営業用のものをいう。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が法第四百九条第一項第四号イ(2)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年度基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則に規定するもの

五 石油ガス自動車（営業用の乗用車等に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年度基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則に規定するもの

六 軽油自動車（営業用の乗用車等に限る。）のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エ

エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和
二年度基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則附則第
五条の二十項に規定するもの

7 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車等（前項の規定の適
用を受けるものを除く。）に対する第二百二十五条第一項の規定の
適用については、当該営業用の乗用車等が令和三年四月一日から
令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には
令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車等
が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新
規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り
、第四項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字
句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合におい
て、同表中「附則第十九条第四項」とあるのは、「附則第十九条
第七項」と読み替えるものとする。

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガ
ソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超え
ないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量
車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであ
つて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費
効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エ
ネルギー消費効率以上のもので法施行規則附則第五条の第二十
一項に規定するもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石
油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超え
ないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量
車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであ
つて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費
効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エ
ネルギー消費効率以上のもので法施行規則附則第五条の第二十
二項に規定するもの

エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和
二年度基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則
に規定するもの

7 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車等（前項の規定の適
用を受けるものを除く。）に対する第二百二十五条第一項の規定の
適用については、当該営業用の乗用車等が令和三年四月一日から
令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には
令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車等
が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新
規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り
、第四項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字
句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合におい
て、同表中「附則第十九条第四項」とあるのは、「附則第十九条
第七項」と読み替えるものとする。

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガ
ソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超え
ないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量
車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであ
つて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費
効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エ
ネルギー消費効率以上のもので法施行規則
に規定するもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石
油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超え
ないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量
車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであ
つて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費
効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エ
ネルギー消費効率以上のもので法施行規則
に規定するもの

<p>半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正(第二条第一号による改正)</p> <p style="text-align: center;">新</p>	<p style="text-align: center;">旧</p>
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>1、3 略</p> <p>4 (不動産取得税の税率の特例) 平成十八年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に第三</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>1、3 略</p> <p>4 (不動産取得税の税率の特例) 平成十八年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に第三</p>
<p>三 軽油自動車のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則附則第五条の二第十三項に規定するもの</p> <p>8 略</p> <p>(固定資産税の課税標準の特例)</p> <p>第二十一条 当分の間、第六十七条の規定の適用については、同条中「又は第三百四十九条の三の四」 「とあるのは、「若しくは第三百四十九条の三の四」 又は法附則第十五条」とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る中小企業者等の償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例)</p> <p>第三十七条 法附則第六十三条第一項 の規定の適用がある場合における附則第二十一条の規定の適用については、同条中「附則第十五条」とあるのは、「附則第十五条若しくは第六十三条第一項」とする。</p>	<p>三 軽油自動車のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則</p> <p>8 略</p> <p>(固定資産税の課税標準の特例)</p> <p>第二十一条 当分の間、第六十七条の規定の適用については、同条中「法第三百四十九条の二または法第三百四十九条の三」とあるのは、「法第三百四十九条の二、法第三百四十九条の三又は法附則第十五条」とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る中小企業者等の償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例)</p> <p>第三十七条 法附則第六十三条第一項又は第六十四条の規定の適用がある場合における附則第二十一条の規定の適用については、同条中「附則第十五条」とあるのは、「附則第十五条、第六十三条第一項若しくは第六十四条」とする。</p>

5 略

条に規定する家屋又は土地の取得が行われた場合における当該家屋又は土地の取得に対して課する不動産取得税の税率は、同条の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき県税条例第六十七条又は附則第十五条第一項に規定する税率に十分の一を乗じて得た率とする。

5 略

条に規定する家屋又は土地の取得が行われた場合における当該家屋又は土地の取得に対して課する不動産取得税の税率は、同条の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき県税条例第六十七条又は附則第十五条第一項に規定する税率に十分の一を乗じて得た率とする。

地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正（第二条第二号による改正）

新

附則

1 3 略

（不動産取得税の税率の特例）

4 令和六年三月三十一日までの間に第三条第二項に規定する家屋又は土地の取得が行われた場合における当該家屋又は土地の取得に対して課する不動産取得税の税率は、同項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき県税条例第六十七条又は附則第十五条第一項に規定する税率に十分の一を乗じて得た率とする。

5 6 略

旧

附則

1 3 略

（不動産取得税の税率の特例）

4 令和三年三月三十一日までの間に第三条第二項に規定する家屋又は土地の取得が行われた場合における当該家屋又は土地の取得に対して課する不動産取得税の税率は、同項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき県税条例第六十七条又は附則第十五条第一項に規定する税率に十分の一を乗じて得た率とする。

5 6 略

秋田県県税条例等の一部を改正する条例（令和二年秋田県条例第四十五号）の一部改正（第三条による改正）

新

第二条 秋田県県税条例の一部を次のように改正する。

略

第四十五条中「第四十六項から第六十二項まで」を「第六十三

旧

第二条 秋田県県税条例の一部を次のように改正する。

略

第四十五条中「第四十六項から第六十二項まで」を「第五十五

項から第七十九項まで」に、「第四項、第十九項及び第二十二項」を「第三十一項及び第三十四項」に、「第三項」を「第二項後段」に改める。

略

項から第七十一項まで」に、「第四項、第十九項及び第二十三項」を「第三十一項及び第三十四項」に、「第三項」を「第二項後段」に改める。

「過疎地域における県税の課税免除に関する条例案」について (議案第 141 号)

令和 3 年 6 月 21 日
税 務 課

1 制定理由

過疎地域における産業の振興に資するため事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除の措置を講ずる等の必要がある。

2 内容 (旧条例 (平成 12 年秋田県条例第 128 号) からの変更点)

製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業若しくは旅館業の用に供する設備 (※ 1) を産業振興促進区域 (※ 2) 内において取得等した者及び産業振興促進区域内で畜産業又は水産業を行う者について、次により課税免除措置を講ずることとする。

※ 1 : 市町村が当該議会の議決を経た市町村計画により定める振興すべき業種の用に供する設備で取得価額が要件を満たすもの (特別償却設備)

※ 2 : 過疎地域のうち、上記市町村計画により定められた区域

(1) 課税免除の内容 (変更なし)

対象税目	免除内容
法人・個人事業税 (畜産業、水産業以外)	特別償却設備を事業の用に供した日から 3 箇年度の特別償却設備に係る所得に対する事業税を免除
個人事業税 (畜産業、水産業)	最初の年度から 5 箇年度について個人事業税を免除 (※ 3)
不動産取得税	取得等した特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得に対する不動産取得税を免除 (土地については取得後 1 年以内に家屋の建設に着手した場合のみ課税免除)
固定資産税	取得等した特別償却設備である大規模の償却資産を事業の用に供した年の翌年の 4 月 1 日から 3 箇年度の固定資産税を免除

※ 3 : 個人事業主であり、当該年における延べ労働日数の 3 分の 1 を超え、2 分の 1 以下の日数についてその者又は同居親族の労力によって当該事業を行った場合のみ課税免除 (特別償却設備の取得は不要)

(2) 要件等

項目	新	旧
対象業種	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業、畜産業、水産業	製造の事業、農林水産物等販売業、旅館業、畜産業、水産業
取得価額要件	業種及び資本金の額等により下限額が異なる (500万円～2,000万円)	2,700万円超
対象となる設備投資	設備の取得等 (取得、製作、建設をいい、建物と附属設備の増築、改築、修繕又は模様替の工事による取得建設を含む。) ※資本金の額等が5,000万円以上の場合は新設又は増設のみ	設備の新設又は増設

(3) その他

課税免除に係る申告並びに土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予及び徴収金の還付に関する規定を設けることとする。

3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

(参考)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法について

1 概要

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「旧法」）が令和3年3月末で期限を迎え、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「新法」）が令和3年4月1日付けで施行された。

2 支援措置（主に市町村を対象）

- (1) 過疎対策事業債（充当率100%・交付税措置率70%）
- (2) 国税の特例
- (3) 地方税の減収補填措置（一定の要件を満たす課税免除及び不均一課税による地方税収の減収について、その75%が普通交付税により補填される。）
- (4) 国庫補助率のかさ上げ等

3 県税条例の制定

旧法の減収補填措置を受けるための条例として「過疎地域における県税の課税免除に関する条例」（平成12年秋田県条例第128号）を制定していたが、旧法の失効に伴い、新法の減収補填措置を受けるためには、新たに県税の課税免除に関する条例を制定する必要がある。

財政の中期見通しについて

令和3年6月24日
財 政 課

1 中期見通しとは

将来を見据えた持続可能で安定的な財政運営を行うことを目的に、毎年当初予算編成時点（当初予算が骨格の場合は肉付け後）に作成している今後5年間の歳入歳出の見通し。

今回は、一定の経済成長を前提に、今後予定されている大規模事業の計画等を踏まえ試算した。

2 試算の結果

別紙のとおり

<ポイント>

○県税は4年度以降、コロナ禍による減収から回復し、その後も経済成長に伴って増加する見込み。また、実質的な地方交付税（地方交付税＋臨時財政対策債）は、地方財政計画上一般財源総額が確保されることを前提に、本県の人口減少に応じて減少し、総じて一般財源総額は減少していく見込み。

○人件費は、年度により退職手当の増減が見込まれるものの職員数の減により5年度以降は減少で推移する見込み。また、公債費はほぼ横ばいで推移する見込みだが、社会保障関係経費は一貫して増加していく見込み。

○歳出総額と歳入総額の差である財源不足額は、令和4年度以降△150億円前後で推移する見込み。

3 今後の財政運営

人口減少による地方交付税の減少等により、今後も厳しい財政状況が続く見込み。

こうした中であっても、人口減少社会への対応や「ふるさと秋田」の元気創造に向けた施策を着実に推進していくため、歳出の不断の見直し、国等の支援制度の活用、市町村や民間等の多様な主体との協働をなお一層進めることで、プライマリーバランスの黒字と一定の基金残高の確保を図り、健全な財政運営に努める。

(単位：億円)

		R 2年度		R 3年度		R 4年度		R 5年度		R 6年度		R 7年度		R 8年度	
		予算額	予算額	伸率 (%)	予算額	伸率 (%)	予算額	伸率 (%)	予算額	伸率 (%)	予算額	伸率 (%)	予算額	伸率 (%)	
歳 入	県 税	914	871	△ 4.7	907	4.1	915	0.9	919	0.4	925	0.7	929	0.4	
	地方消費税清算金	433	430	△ 0.7	449	4.4	459	2.2	468	2.0	476	1.7	483	1.5	
	地方譲与税	206	139	△ 32.5	147	5.8	148	0.7	149	0.7	150	0.7	150	0.0	
	地方交付税	1,941	1,986	2.3	2,051	3.3	2,014	△ 1.8	1,984	△ 1.5	1,950	△ 1.7	1,917	△ 1.7	
	(参考)地方交付税 +臨財債	2,111	2,267	7.4	2,202	△ 2.9	2,164	△ 1.7	2,131	△ 1.5	2,096	△ 1.6	2,062	△ 1.6	
	国庫支出金	787	970	23.3	763	△ 21.3	743	△ 2.6	718	△ 3.4	708	△ 1.4	698	△ 1.4	
	県 債	804	878	9.2	798	△ 9.1	765	△ 4.1	728	△ 4.8	699	△ 4.0	684	△ 2.1	
	その他	618	691	11.8	562	△ 18.7	557	△ 0.9	553	△ 0.7	548	△ 0.9	545	△ 0.5	
	うち貸付金に 係る諸収入	360	378	5.0	365	△ 3.4	364	△ 0.3	364	0.0	364	0.0	364	0.0	
	計	5,703	5,965	4.6	5,677	△ 4.8	5,601	△ 1.3	5,519	△ 1.5	5,456	△ 1.1	5,406	△ 0.9	
うち一般財源	3,740	3,803	1.7	3,768	△ 0.9	3,748	△ 0.5	3,727	△ 0.6	3,704	△ 0.6	3,682	△ 0.6		
歳 出	人件費	1,407	1,397	△ 0.7	1,414	1.2	1,396	△ 1.3	1,393	△ 0.2	1,387	△ 0.4	1,367	△ 1.4	
	うち退職手当	130	143	10.0	154	7.7	145	△ 5.8	147	1.4	146	△ 0.7	136	△ 6.8	
	公債費	959	955	△ 0.4	999	4.6	991	△ 0.8	987	△ 0.4	987	0.0	976	△ 1.1	
	うち元金分	874	872	△ 0.2	907	4.0	895	△ 1.3	888	△ 0.8	886	△ 0.2	873	△ 1.5	
	清算金交付金等	427	435	1.9	449	3.2	459	2.2	468	2.0	476	1.7	483	1.5	
	社会保障関係経費	728	742	1.9	751	1.2	758	0.9	763	0.7	768	0.7	773	0.7	
	投資的経費	1,212	1,144	△ 5.6	1,172	2.4	1,129	△ 3.7	1,056	△ 6.5	1,006	△ 4.7	974	△ 3.2	
	補 助	908	847	△ 6.7	841	△ 0.7	807	△ 4.0	789	△ 2.2	776	△ 1.6	759	△ 2.2	
	単 独	304	297	△ 2.3	331	11.4	322	△ 2.7	267	△ 17.1	230	△ 13.9	215	△ 6.5	
	政策的経費	840	1,137	35.4	815	△ 28.3	800	△ 1.8	777	△ 2.9	764	△ 1.7	747	△ 2.2	
	うち貸付金	363	381	5.0	367	△ 3.7	367	0.0	367	0.0	367	0.0	367	0.0	
	その他	222	243	9.5	220	△ 9.5	221	0.5	221	0.0	222	0.5	223	0.5	
	計	5,794	6,053	4.5	5,820	△ 3.8	5,754	△ 1.1	5,665	△ 1.5	5,610	△ 1.0	5,543	△ 1.2	

財源不足額 (2基金繰入額)	△ 92	△ 88	/	△ 143	/	△ 153	/	△ 146	/	△ 154	/	△ 137	/
2基金繰入額 の積戻し等	118	80	/	80	/	80	/	80	/	80	/	80	/
積戻し後 年度末残高 ※2	324	316	/	253	/	180	/	114	/	40	/	△ 17	/

実質県債残高 ※3	12,376	12,675	2.4	12,567	△ 0.9	12,436	△ 1.0	12,277	△ 1.3	12,090	△ 1.5	11,901	△ 1.6
臨財債除き	8,048	8,401	4.4	8,394	△ 0.1	8,356	△ 0.5	8,240	△ 1.4	8,093	△ 1.8	7,939	△ 1.9

※1 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

※2 積戻し後年度末残高は、市場公募債の償還財源に係る積立額を除いた実質残高。

※3 実質県債残高は、県債残高から、市場公募債の償還財源として減債基金に積み立てる額に相当する額を除いた残高。

参考 推計の考え方

【歳入】

区分	推計基準
県税 地方消費税清算金 地方譲与税	○ 令和4年度以降の税収は、国の名目経済成長率見込みを参考に推計した。(今回は本県の経済成長率の平均(1.08)を参考としていたが、新型コロナウイルスにより、国・地方経済に大きな影響があり、地方財政の見通しに大きな変動が見込まれることから、内閣府による「中長期の経済財政に関する試算(名目GDP成長率ベースラインケース(※))」を参考とした。 ※R4:4.4%、R5:2.2%、R6:2.0%、R7:1.7%、R8:1.5%
地方交付税	○ 基準財政収入額は上記県税の推計等を基に積算した。 ○ 基準財政需要額は、人口減少による影響等を踏まえて積算した。
国庫支出金	○ 事業費に連動して積算した。
県債	○ 臨時財政対策債は、実質的交付税の推計額に令和2年度における交付税と臨時財政対策債の比率を乗じて推計した。 ○ その他の県債は、事業費に連動して積算した。

【歳出】

区分	推計基準
人件費	○ 職員数について、知事部局は再任用を含めほぼ横ばいと見込み、警察職員は今年度と同数を見込み、教職員は子どもの数の減少に伴い一定程度減少していくものと見込み積算した。
公債費	○ 県債の既発分に係る元利償還金に、新規発行見込みに係る分を加えて積算した。
清算金交付金等	○ 歳入の地方消費税等と連動して推計した。
社会保障関係経費	○ 国の概算要求時点での推計を基に、本県の若年者・高齢者の人口、高齢化の動向等を踏まえて積算した。
投資的経費	○ 想定される大規模事業を個別に積み上げて積算した。 ○ 大規模事業以外の補助事業は、毎年△3%として積算した。 ○ 大規模事業以外の単独事業は、毎年△10%として積算した。
政策的経費	○ 想定される大規模事業を個別に積み上げて積算した。 ○ 大規模事業以外の事業は、毎年△10%として積算した。